

(様式第2号)

会 議 録

令和3年5月14日作成

会 議 の 名 称	令和2年度第2回島本町情報公開・個人情報保護運営審議会		
会 議 の 開 催 日 時	令和3年3月29日(水) 午前10時～11時		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場 3階 議会第一会議室		
公 開 の 可 否	可・一部不可・不可	傍聴者数	0名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出 席 者	委 員	有澤会長、西崎委員、福島委員、東田委員、 渕本委員、小西委員	
	事 務 局	吉田課長、大谷主査	
会 議 の 議 題	情報提供制度の運用について		
決 定 事 項 等	「島本町情報提供の実施に関する手続き要領」の施行について審議した結果、要領の一部文言の修正と、内容について課長会議等で意見を聴収すること、情報提供時の履歴を残す方向で検討すること、職員に対し研修等を通して広く制度の周知を図る旨、確認された。		
審 議 等 の 内 容	～案件について事務局から説明～ 委 員：第2条2項での原則とは、どのような場合を想定しているのか。3条の標記は、1号または2号または3号と明確にするべきではないか。 事務局：第3条の標記は修正する。第2条については個別の事情により臨機応変に対応していく。 委 員：第1条に住民の求めに応じた情報とあるが、この表現で問題はないか。 事務局：町が公開する情報は、基本的には住民から求められている情報というのが原則だが、文化・情報コーナーに配架している公開請求頻度が高い情報や町から率先して出している情報等と、実際に要求があったときに出す情報とで区切りをつけて、後者の場合について要領を定めたものである。 委 員：第2条の住民とは、情報公開条例第3条の住民と同等か。 事務局：指摘のとおりで、修正する。 委 員：第3条で、過去に公開請求があり全部公開した情報かどうか、直ちに判別できるのか。 事務局：所管課が情報提供できるものか判断する際に、コミュニティ推進課に問い合わせることを前提としている。とはいえ、所管課内で過去にどの情報を情報公開したかについては把握されているべきであり、窓口でお待ちいただき調べた後に、情報提供可能か判断する。あくまでも全部公開の情報に限る。		

審 議 等 の 内 容

委 員：第3条(3)とは過去に全部公開した情報と同等であり、情報提供が可能ということになるが、この判断はすぐできるのか。

事務局：非公開情報が含まれていないことが明らかな情報とは、求めがあった際に即決で判断がつくものであり、少しでも迷ったり判断がつかなかったりする場合は、従来通り情報公開請求の手続きとなる。その結果全部公開になることも有り得ることを、住民にも周知する必要がある。

委 員：では「明らかな」ではなく、「直ちに判断できる」に修正してはどうか。

事務局：事務局で修正案を作成する。

委 員：図書館、文化・情報コーナーで閲覧可能な情報か、情報適用が求められている情報かは、微妙な判断で難しいのではないか。

事務局：図書館、文化・情報コーナーで公開している情報は、第7条で適応除外としており、町の情報公開条例においても適応除外となっている。臨機応変に対応していく。

委 員：次長級以上の代理判断とはどういった場合か。また課長が在籍している場合でも、次長級以上の役職者と相談することがあるか。

事務局：課長が出張や、その他離席している場合があり、課長不在時は次長級以上で代理判断をする。課長が在籍している場合は基本的には課長の判断となるが、状況に応じて次長級以上と相談することも有り得る。ただし、相談を要するということは、公開できる情報か迷う内容であることから、こういった場合には情報公開請求に切り替えることになると思われる。

委 員：課長の負担が大きいので、課長会議等で意見を諮れないか。

事務局：課長会議だけでなく、他職員に対しても周知していく。

委 員：情報提供の場合も、履歴を取るべきではないか。

事務局：情報提供の制度は、そもそも情報公開条例の中に定められており、運用は所管課に委ねている現状であるが、履歴については現時点で取っていない。履歴をとることで新たな業務が増えることになり、履歴があったとしても、既に公になった情報について誰がどれだけ持っているかを把握するのは困難である。履歴があると、住民のみなさんから求められる情報の傾向は把握できる。履歴がない場合、あってはならないことだが、提供した情報の修正が必要な場合、差し戻しの連絡をすることができない等のリスクはあるものの、今までの運用で特に問題ないことから、現時点では履歴を取らないこととした。履歴の作成については前向きに対応する。

委 員：第3条の過去に、とはどの程度か。

事務局：5年が目安となる。

委 員：図書館、文化情報コーナーの配架基準はあるのか。

事務局：配架基準はない。配架しているのは町の重要な計画やパブリックコメントなどが主であり、各課で判断し配架している。

委 員：情報提供についても、誤解がないよう住民に制度の説明をする必要がある。履歴を残す際に課長名も記載するのか。

事務局：情報の提供制度について、住民のみなさんにはホームページ等でわかりやすく周知していく。情報提供の課長判断は課長決裁と同等であり、履歴に課長名の記載は必要ないと考えている。

<p>審 議 等 の 内 容</p>	<p>委 員：どの課においても判断のばらつきなく運用ができるよう、課長をはじめ職員に研修等を実施して周知してほしい。</p> <p>事務局：所管課と密に連携を取りながら、引き続き制度の維持に努める。研修等については年1回実施している情報公開等の研修にカリキュラムを追加する等して、職員に周知していく。</p> <p>委 員：即時交付を念頭に置かれているが、大量請求事案が発生した場合を想定して、第2条1項に但し書きで、一定条件を満たす場合には、合理的な期間を定めて後日の交付とすることができるような文言を盛り込んでもいいのではないか。</p> <p>事務局：後日交付の文言を入れるよう検討する。</p> <p>委 員：事務局から改正のスケジュール等を教えてほしい。</p> <p>事務局：本日のご意見を踏まえ、事務局で改正を行い、各課に周知していく。ご指摘いただいた内容を修正し、来年度早々には運用を開始していく予定。</p>
<p>配 布 資 料</p>	<p>【資料1】 島本町情報提供の実施に関する手続き要領（案）</p> <p>【資料2】 情報提供のあり方フロー</p> <p>【資料3】 検討内容（QA形式）</p>